

平成30年度国の政策等に対する政策提言一覧(案)【中山間対策関連】

番号	分類	新規項目 ○	知事対応 ★	項目名	提言の具体的内容	部局等名	課名	提言先 省庁等名	これまでの取り組み等の状況	政策提言を必要とする理由・背景・課題等	備考 (特記事項ほか)
1			★	地方税財源の充実・強化	①地方創生・人口減少対策をはじめ、社会保障関係、南海トラフ地震対策等に十分対応できるような地方一般財源の確保 ②臨時財政対策債に頼った現状の是正 ③地方交付税の財源保障機能を損なうことのないような算定方法 ④地方法人課税の実効性のある偏在是正	総務部	財政課 税務課 市町村振興課	総務省	昨年度、地方税財源の充実・強化について提言を実施。平成29年度地方財政計画において以下のとおり措置された。 ①一般財源の総額確保については、一億総活躍社会の実現、地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組むために必要な経費を上乘せし、平成28年度の水準から0.4兆円の増額(平成28年度61.7兆円→平成29年度62.1兆円) ②まち・ひと・しごと創生事業費は平成28年度に引き続き1兆円を確保 ③平成28年度で終了することとなっていた緊急防災・減災事業費は平成32年度まで延長されるとともに、対象事業を拡大 ④社会保障の充実分等の事業費を増額	・平成29年度地方財政計画においては、地方の一般財源総額が平成28年度の水準を0.4兆円上回る額で確保されるなど、厳しい地方財政への配慮がなされたところ。しかしながら、依然として6.9兆円余りの財源不足が見込まれていることや4.0兆円余りの臨時財政対策債の発行など、平成30年度に向けて、一般財源総額の確保は厳しい状況。 ・中山間地域対策のほか、地方創生・人口減少対策へ取り組み、増嵩する社会保障関係経費への対応、南海トラフ地震などの災害への備えなどに対応していくには、地方交付税の増額をはじめとする地方税財源の充実・強化が必要。	
2				中山間地域の維持・創生に向けた「小さな拠点」への支援	「小さな拠点」の形成等にあって必要となる、地域住民が主体となった合意形成や地域運営組織の形成、生活サービスの維持・確保、コミュニティビジネスの実施など多岐にわたる取り組みを持続させていくため、現行の支援策を継続・拡充させていくこと。	中山間振興・交通部	中山間地域対策課	内閣府	平成23年度の集落調査の結果を踏まえ、平成24年度から中山間対策を抜本強化。その核となる集落活動センターについては、平成28年4月1日までに30ヶ所が開設された。 <政策提言の状況> ・H24 提言なし ・H25 中山間地域の維持・再生に向けた支援(知事) 総合的な仕組みづくりの推進や拠点整備に対する支援制度の創設 【成果】関係予算の増額が図られた。 ・H26 中山間地域の維持・再生に向けた支援制度の創設(知事) 総合的な仕組みづくりの推進や拠点整備に対する支援制度の創設 【成果】まち・ひと・しごと創生総合戦略に小さな拠点の形成が位置づけられた。 ・H27 中山間地域の維持・創生に向けた「小さな拠点」への支援(知事) 新型交付金の創設(十分な財源の確保、小さな拠点の運営までの継続的な支援、新たな法人形態の検討やハード整備を含めた柔軟な支援) 【成果】地方創生加速化交付金(1,000億円)が補正予算で措置された。 ・H28 中山間地域の維持・創生に向けた「小さな拠点」への支援(知事) 「小さな拠点」の拡大に必要な財源の確保、「地域運営組織」に対する継続的かつ柔軟な支援 【成果】地方創生拠点整備交付金(900億円)が補正予算で措置され、地方創生推進交付金(1,000億円)がH29当初予算で措置された。地域運営組織に係る普通交付税及び特別交付税が措置された。	これまでの知事提言の積み重ねによって出揃った国の支援策を有効に活用し、本県中山間地域の維持・再生へ向けた好循環を確固たるものとしていくためには、国の支援の継続性と柔軟性が引き続き重要	
3	総合的な対策	○	★	IoTなど先端技術を用いて地域の課題を地方企業が解決するための継続した支援	①単なる技術支援のみでなく、地域の「課題抽出」を支援する専門家派遣制度の創設 ②地方のIT事業者が、「データサイエンティスト」や「セキュリティ」など、IoTビジネスに挑戦するための技術要素を学べる場の提供 ③イノベーションの創出に意欲的な地方の中小企業が、地方のニーズにマッチした先端技術の開発に取り組めるよう、システム開発費(人件費含む)を支援する制度の創設 ④首都圏等のIoT先進企業と地方の中小企業が連携して実施する共同研究に対する助成	商工労働部	産業創造課	経済産業省	・「高知県IoT推進ラボ」(運営委員会及び研究会)を設立(H28.7.25) ・「地方版IoT推進ラボ」の第一弾選定地域として選定(H28.7.31) ・研究会の会員を広く募集し、企業や団体など87事業者が加盟(H29.5.2現在) ・研究会メンバーに参加を募り、第一次産業等の現場を訪問 ・課題抽出アドバイザー(民間シンクタンク)による現場の課題抽出 ・課題抽出後、研究会員同士によるニーズとシーズのマッチングを実施	・全国に先駆けて高齢化と人口減少が進行している本県においては、担い手不足が大きな課題となっており、一人当たりの生産性を高めていくことが必要不可欠となっている。また、中山間地域における医療や福祉、教育など様々な課題を抱えており、これらの課題解決のためにもIoTなどの先端技術を活用することが効果的であると考えられる。 ・今後、IoT技術等の活用による地域の課題解決を進めていくためには、①地域の課題を抽出する作業を行うとともに、②IoT技術により収集したデータの分析結果を基にIoTのビジネスモデルを構築できる技術者の育成、③IoT活用システムの試作開発を実施するための費用、④首都圏等のIoT先進企業と地方の中小企業との連携を進めていくことが課題となる。	
4				小規模事業者の持続的発展に向けた取組に対する支援	「小規模事業者持続化補助金」の当初予算への計上 ・施策効果の高い本制度を安定して継続実施すること	商工労働部	経営支援課	中小企業庁	■現在の国事業の概要 小規模事業者のビジネスプランに基づく経営を推進するため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を支援。 従業者の処遇改善(賃上げ)を実施するなどの事業者について補助上限額を増額 ○補助率:2/3 ○補助上限額:50万円(賃上げ、雇用対策、海外展開、買物弱者対策は100万円、複数の事業者が連携した共同事業は500万円) ■これまでの実績 H25補正 予算額60億円 本県の実績…68,308千円(164事業者) H26補正 予算額160億円 本県の実績…178,443千円(415事業者) H27補正 予算額70億円 本県の実績…66,640千円(150事業者) H28.4 政策提言の実施(地域産業クラスター形成の取り組みを対象に補助上限額を(50万円→)200万円とすること、制度化し継続的に実施していくこと) H28補正 予算額105億円	・「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」において、商工会、商工会議所が経営発達支援計画を策定し小規模事業者を伴走型で支援することが明文化され、本県の商工会、商工会議所も小規模事業者の経営計画の策定や事業実施の支援に取り組んでいるところ。 ・「小規模事業者持続化補助金」は、商工会、商工会議所と一体となって販路開拓に取り組む小規模事業者を支援するものであり、事業効果が高く、地域経済の安定と地域住民の生活の向上につながることから、地元自治体の間でも高く評価されている。 ・商工会、商工会議所による経営計画の策定・実施への伴走型支援と合わせた取り組みを進めるには、本制度を当初予算化し、継続的に実施していくことが必要。	
5		○		商工会等の建物の耐震化や高台移転にあわせた機能の充実に対する支援	商工会・商工会議所の耐震化等への補助制度の創設 ・地域のコミュニティ機能や買物機能など複合的な機能を併せもった施設として整備する場合にはその整備費用も対象とする、商工会・商工会議所の耐震化等への補助制度を創設すること	商工労働部	経営支援課	中小企業庁	高知県商工会議所連合会から要望(H28.10.14) 土佐清水市経済団体連絡協議会から要望(H28.10.21) 県内の25商工会・6商工会議所にアンケート調査を実施(H29.1.5)	・南海トラフ地震により被災した事業者が早急に事業を再開するには、商工会・商工会議所は重要な存在であり、耐震化や津波浸水への対策が必要であるが、半数以上の施設で対策がとられていない。一方、商工会・商工会議所の多くが商店街に位置していることを踏まえ、耐震化を図ろうとする商工会・商工会議所が、地域のコミュニティ機能や買物機能をあわせもった施設として整備すれば、地域の活性化にも貢献することから、耐震化等への補助を行うとともに、このような複合施設を整備する場合、商工会・商工会議所の自己財源だけでは賅えないことから、その整備費用も補助対象とする制度を設けることを提言する。	
6		○		商店街活性化に向けた支援制度の拡充	①「地域・まちなか商業活性化支援事業」の継続実施 地域の交流促進や地域資源の活用など、商店街の持つ機能の維持・強化を図ろうとする事業への支援を今後も継続すること ②補助事業者の拡充 商店街の持つ機能の維持・強化による地域活性化の取り組みをより効果的に推し進めるために、補助対象事業者に市町村を加えること	商工労働部	経営支援課	中小企業庁	■現在の国事業の概要 本事業では、公共的機能、買物機能の維持・強化を図る全国モデル型の「商店街」における、各種サービスの提供※に向けた取り組みに対して支援が行われている。 ※ … ①少子・高齢化、②地域交流、③新陳代謝、④構造改善、⑤外国人対応、⑥地域資源活用 ○補助率(2/3以内)	・商店街の活性化を図ろうとする事業に対し、補助制度が用意されているが、高知県の多くの中山間地域では、人口減少や少子高齢化の進展による商店街の疲弊が進み、商店街単独ではその活性化事業にも取り組めなくなっている。そこで、地域の産業施策を担う市町村が実施主体となり、商店街のみならず、農林水産業や観光産業などを巻き込んだ地域の活性化に取り組むことが必要となる。「地域・まちなか商業活性化支援事業」を継続するとともに、補助対象事業者に市町村を加えることで、商店街活性化の取り組みがより一層進み、地域経済全体の発展につながる。	

番号	分類	新規項目○	知事対応★	項目名	提言の具体的内容	部局等名	課名	提言先省庁等名	これまでの取り組み等の状況	政策提言を必要とする理由・背景・課題等	備考(特記事項ほか)
7	生活環境づくり			鳥獣被害防止総合対策(整備事業)の効果的実施について	鳥獣被害防止総合対策の効果的実施について ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した防護柵の設置等の整備事業をより効果的に実施するための配分基準の改善の実施について	中山間振興・交通部	鳥獣対策課	農林水産省	・鳥獣被害防止総合対策(整備事業)を活用して野生鳥獣に強い高知県づくり支援集落の合意形成を促進。 ・平成27年度から3年間で500集落の被害軽減に取組中。 ＜政策提言の状況＞ ・H24～H25 野生鳥獣による農林業被害対策(鳥獣被害防止総合対策事業の予算拡充等について) 【成果】前年並みに予算が確保され、H26年度は要望満額の予算が措置された。 ・H26 提言なし。 ・H27 提言なし。(年度末に緊急捕獲活動の予算確保を要望し補正措置された。) ・H28 鳥獣被害防止総合対策の充実・強化に向けた予算の拡充について 【成果】補正と中山間地域所得向上支援事業において予算措置された。	鳥獣被害防止総合対策において、緊急捕獲活動が予算を圧迫したことで整備事業の予算が不足し、本県の鳥獣被害対策の柱である「野生鳥獣に強い高知県づくり」における支援集落での防護柵の設置や合意形成に支障が出る恐れがあるため、予算の拡充を求める必要がある。 また、捕獲に偏重した配分基準について、国の事業を補完する県単独事業などの取り組みを考慮した配分基準への改善を求める。	
8				国有林におけるニホンジカ捕獲対策について	国有林におけるニホンジカの捕獲対策の強化	中山間振興・交通部	鳥獣対策課	林野庁	・国有林でのシカ捕獲については四国森林管理局等と連携して三嶺での大規模捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業を実施。 ・県内の森林管理署では職員によるシカ捕獲に取り組み局ではH28年度から三嶺での委託事業も開始したがH28年度の捕獲数は379頭に留まっている。 ＜政策提言の状況＞ ・H20～H27 国有林におけるニホンジカ捕獲対策について 【成果】三嶺での捕獲事業や各森林管理署での職員による捕獲の取組に繋がった。 ・H28 提言なし。	・国有林は、民有地等と比べてシカの捕獲圧が低く、有害捕獲の際の避難場所や繁殖場所になっているとの指摘もあり、国有林におけるシカの捕獲対策が農林業被害を軽減していくうえでの大きな課題となっている。 ・シカによる山岳地での被害が石鎚山系などにも拡大している現状を改善するためには、国有林における捕獲対策を更に強化して積極的な個体数調整を実施する必要があり、県土の2割を占める国有林でのシカ捕獲の強化が目標3万頭達成の要となっている。	
9	健康・福祉の充実			訪問看護サービスが不採算な地域における在宅医療の推進	在宅医療を担う訪問看護師を継続的に確保できるよう、訪問看護ステーションの経営の安定化が必要。過疎化の進行や地理的条件等により訪問によるサービスが不採算な地域にあっても、必要な訪問看護需要を満たすことができるよう、以下のように診療報酬における加算条件の緩和や新たな加算措置が必要。 ・訪問看護ステーションの安定的な経営の担保のために、長時間の移動を要する場合の特別地域訪問看護加算の対象条件の緩和 ・医療機関からの訪問看護に長時間の移動を要する場合の加算措置の新設 ・看取りや重症度の高い利用者へ安定的に訪問看護が提供できるよう(長時間訪問訪問看護加算、複数名訪問訪問看護加算共に週一回算定可)提供体制の緩和	健康政策部	医療政策課	厚生労働省	平成26年度から在宅医療が選択できる環境整備のため、中山間地域等条件不利地域において必要な訪問看護が受けられるように補助金制度を設けた。さらに下記について政策提言を実施。 ・訪問看護ステーションからの長時間の移動を要する場合の加算条件の緩和 ・医療機関からの訪問看護に長時間の移動を要する場合の加算措置の新設	平成28年度の診療報酬の改定では、機能強化型の訪問看護ステーションの見直しや医療機関等からの訪問看護等については評価されたが、訪問看護に對しての経営に見合った基本療養費の増額や交通費等の加算はなかった。 平成26年度から中山間地域の条件不利地域への訪問看護サービス提供に對して不採算経費の一部支援を実施し、着実に訪問回数が増加する傾向にあることから、訪問看護に對しての経営に見合った基本療養費の増額や交通費等の加算を行うことがさらなる在宅医療の提供体制の確保につながると思われる。 さらに、看取りや重症度の高い利用者に見守りを提供する事例が増えている中で、訪問看護師の負担も増えている。訪問看護を利用する者と看護を提供する者との関係が構築でき、よりよい看護が提供出来るためにも、加算措置の緩和が必要である。	
10				福祉・介護人材確保対策の拡充について	①地域包括ケアシステムの構築に不可欠な福祉・介護人材の確保・定着に向けて、現行の介護職員処遇改善加算を基本報酬に組み込んだうえで恒久的な制度として確立すること ②特に人材確保が困難な状況にある中山間地域で働くことを希望する学生に対する介護福祉士等修学資金貸付の上限額を引き上げること 等で検討中	地域福祉部	地域福祉政策課	厚生労働省	＜政策提言の状況＞ ・H28 中山間地域等における人材確保対策の拡充(部長) 中山間地域や離島などの条件不利地域における、介護人材の安定的な確保に向けた、新たなインセンティブ制度の創設 【成果】(H28補正) ○介護人材についての再就職準備金貸付事業の拡充(◆厚生労働省) 10億円(H29当初) ○介護人材の処遇改善(◆厚生労働省) 289億円(新規) 月額平均1万円相当の処遇改善の実施 ○地域医療介護総合確保基金(介護分)の実施(◆厚生労働省) ・介護従事者の確保に関する事業 60億円(H28:60億円)	・地域包括ケアシステムの構築に向けて、各地域で介護サービスを受けられる体制を整備することが必要であり、そのためには介護人材を安定的に確保することが必要不可欠。 ・特に、中山間地域等においては、介護人材の確保は困難な状況にあり、中でも介護福祉士等の有資格者の確保は極めて厳しい状況。 ・このため、今年度の介護報酬の改定に当たっては、現在「例外的かつ経過措置」として設けられている介護職員処遇改善加算を恒久的な制度として確立するとともに、中山間地域等においても介護人材を安定的に確保できるよう、インセンティブの強化が必要。	
11		○	★	農地中間管理機構と連携した新たな基盤整備事業の創設	①農地中間管理機構が借り入れた農地の整備を、農業者の費用負担や同意を求めず実施できる都道府県営事業の創設に当たり、中山間地域等の条件不利地での面積要件を、例えば、2ha以上に設定することを提言する。 ②農地中間管理機構が借り入れた農地に放置されたハウス施設等の既存施設の撤去費について、所有者負担を伴わないよう補助対象とすることを提言する。	農業振興部	農業基盤課	農林水産省	該当なし	「農業競争力強化プログラム」に基づく新たな基盤整備事業では、面積要件として「一定規模以上の面的まとまりのある農地」を対象とすることが検討されていますが、中山間地域が大部分を占める本県においては、面的まとまりを確保することが難しいため、面積要件を緩和することが必要である。 また、基盤整備事業の実施に当たり、既存の農業用施設の撤去費は、基本的には農業者の負担となりますが、農地中間管理機構が借り入れる農地の所有者は、営農意欲のない離農者や土地持ち非農者が多く、撤去費が事業推進に支障をきたすことに繋がる。	
12	1次産業の活性化		★	中山間地域における持続可能な農業の展開	中山間地域の農業を支え、競争力を高める「中山間農業複合経営拠点」を地域地域に整備するために、中山間地域所得向上支援事業の恒久化と、十分な予算の確保を提言する。	農業振興部	地域農業推進課	農林水産省	H26年度から、複合経営拠点を提起し、継続して知事項目として ・ソフト+ハードのパッケージ化を提言 ⇒H27～:複合経営拠点(ソフト)支援に農山漁村振興交付金活用 H28:中山間地域所得向上支援対策(補正) H29:中山間地農業ルネッサンス事業創設(ただしソフト+ハード対応はなし) ・拠点を担うリーダー確保の支援を提言 ⇒対応なし	本県では、地域の核となるJA出資型法人等の法人経営体が、農作業の受託や新規就農者を育てる研修事業などの「支える事業」と、中山間地域に適した農産物の生産や6次産業化などの「稼ぐ農業」を複合的に経営し、地域全体で農業を支える「中山間農業複合経営拠点」の整備に取り組んでいる。 こうした中、国では、意欲ある中山間地域の農業者等の所得向上を推進するために、平成28年度の補正事業で「中山間地域所得向上支援事業」を創設するなど、持続可能で自立的な中山間地農業の実現に向けて、支援策の強化を図っている。 本事業は、中山間地域の旧市町村単位等のエリアにおいて、ワンストップで生産から加工・流通・販売までをソフト・ハードの両面から総合的に支援するものであり、県土の大半を中山間地域で占める本県にとっては、待ち望んでいた事業である。また、複合経営拠点を地域地域に整備するためにも、大変有効な事業である。そのため、複合経営拠点のさらなる推進と、意欲ある中山間地域の農業者等の取り組みを強力に後押しする「中山間地域所得向上支援事業」の恒久化と、十分な予算の確保が必要である。	

番号	分類	新規項目 ○	知事対応 ★	項目名	提言の具体的内容	部局等名	課名	提言先 省庁等名	これまでの取り組み等の状況	政策提言を必要とする理由・背景・課題等	備考 (特記事項ほか)
13			★	農業・農村を支える基盤整備事業の推進	国内外の競合産地に打ち勝つことができる持続可能な力強い農業の実現のため、農業の競争力を強化するための基盤整備予算(農業競争力強化基盤整備事業等)の確保と農村地域の国土強靱化を加速化するための予算の確保(農村地域防災減災事業)を提言する。	農業振興部	農業基盤課	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・H24政策提言(部長)「きめ細かな農業生産基盤整備の推進」など。 ・H25政策提言(知事)「農業生産基盤整備に伴う農家負担の軽減支援」など。 ・H26政策提言(知事)「農村地域における南海トラフ地震対策の推進」。 ・H27政策提言(知事)「中山間地域での守りと攻めの農業の展開」。 ・H28政策提言(知事)「農業・農村を支える基盤整備事業の促進」。 	担い手への農地集積・集約化や高収益作物への転換等により農業の体質を強化し、地域で暮らし稼げる農業を展開するために「農業競争力強化基盤整備事業」や「農地耕作条件改善事業」等の基盤整備予算の十分かつ安定的な確保が必要である。 南海トラフ地震対策として実施するため池の耐震整備や、老朽ため池の改修など、農村地域の防災・減災対策を加速化するために「農村地域防災減災事業」の予算の十分な確保が必要である。	
14		○		中山間地域等直接支払交付金の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①集落協定を将来にわたり維持する活動を強化するため、推進交付金の十分な予算確保を提言します。 ②高齢の農業者も安心して参加できるよう対策の期間を5年から3年に短縮することを提言する。 	農業振興部	地域農業推進課	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・H25政策提言(知事)「地域性を踏まえた日本型直接支払制度の創設」など。 ・H27政策提言(知事)「中山間地域での守りと攻めの農業の展開」。 ・H28政策提言(部長)「中山間地域等直接支払制度の拡充」 	中山間地域等直接支払制度は、中山間地域での営農の継続と耕作放棄地の発生防止に大きな役割を果たしておりますが、高知県における第4期対策では、協定をとりまとめるリーダーの不在や、農家の高齢化の深刻化に伴い、協定の廃止など協定面積が大幅に減少している。 県独自に廃止・縮小した集落協定を悉皆調査した結果では、廃止した理由の多くが「高齢化により、5年もの間、耕作を続けることができない」であることが明らかである。 全国に先行した厳しい状況であり、集落協定を将来にわたり維持していくためには、協定の広域化による取りまとめ役のリーダーの確保や、事務作業をサポートする組織の整備による事務作業の負担軽減、さらには、集落営農の取組と連携した担い手の確保に、早急に取り組む必要がある。 このため、従来の推進活動に係る経費に加えて、協定の広域化、サポート組織の整備などの集落協定を将来にわたり維持する活動を強化するためには、中山間地域等直接支払推進交付金を増額するなどの十分な予算の確保が必要である。 併せて、「高齢化により、5年もの間、耕作を続けることができない」といった現場の声に対しては、高齢の農業者も安心して制度に参加できるよう対策期間の短縮も必要である。	
15	1次産業の活性化		★	林業・木材産業を支える人材の育成支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①林業の成長産業化に向けて、国産材の安定供給を担う人材の育成確保のための緑の青年就業準備給付金事業の十分な財源確保。 ②CLTなどの新たな建築部材を活用した木材需要の創出に向けて、木造建築を提案できる人材の育成確保のための林業の担い手育成と同様の給付制度の創設。 	林業振興・環境部	森づくり推進課	農林水産省、林野庁	<ul style="list-style-type: none"> ・H27.4 林業学校(基礎課程、短期課程)の開講 ・H27.12 平成30年4月に開講する「専攻課程」に、CLT等の新たな建築部材を活用した木材需要の創出に向け、木造建築を提案できる人材を養成する「木造設計コース」を設置することについて検討を開始 ・H28.4.27 政策提言(部長)「緑の青年就業準備給付金事業の拡充」 ・H29.3.17 高知県立林業学校の名称を高知県立林業大学校に改め、専攻課程(森林管理コース、林業技術コース、木造設計コース)を設置する条例改正(平成30年4月1日施行)を実施。 ・H29.4月時点 新たに3県が林業大学校等を開校(全17府県が林業大学校等設置済み) ・農林水産省、林野庁に対する政策提言(H29.4.14) ・H29.5 建築家の隈研吾氏がH30.4に林業大学校の初代校長に就任することが決定 	我が国の人工林は成熟し、本格的な木材利用を図る時期を迎えている。 一方で、中山間地域では、高齢化や人口減少に伴う地域活動の衰退から、林業・木材産業の果たす役割は重要となっており、この豊かな森林資源を余すことなく活用し、地域活性化につなげていくことが求められている。 こうした中、林業大学校等を設置し就業前の林業技術者の育成に取り組む府県が年々増加している。これらの林業大学校等では、国の「緑の青年就業準備給付金事業」を活用した給付金制度により研修生を支援し、林業への就業を促進し将来的には林業経営も担い得る有望な人材を養成している。 このため、「緑の青年就業準備給付金事業」を充実いただくよう提言する。 併せて、林業・木材産業の成長産業化を推進するためには、木材産業の競争力強化とCLTなどの新たな建築部材を活用した木材需要の創出に向けた取り組みが重要であり、木造建築に携わる人材育成は喫緊の課題となっている。 このため、この分野に対しても、林業の担い手育成と同様の給付金制度の創設を提言する。	
16		○	★	条件不利地域における生産性向上に向けたボトルネック解消への支援	<ul style="list-style-type: none"> ①林業の成長産業化に向けた地域の川上から川下までの総合的な取り組みに対して、その進捗に応じて生じてくるボトルネックを適時適切に解消できるよう、総合的な支援策の充実を図ること。 ②条件不利地域や林業が主要産業である地域など、地域の実情に応じてきめ細かく柔軟に予算配分ができるような支援策の制度設計をすること。 	林業振興・環境部	木材増産推進課	農林水産省、林野庁	<ul style="list-style-type: none"> ・林業の成長産業化による地域の活性化に向け、本県では「産業振興計画」を策定し、林業分野では成熟した森林資源を最大限、有効に活用することにより、雇用の場の創出と所得向上を図り、林業の成長産業化と中山間地域の振興のため、川上から川下までの総合的な対策を推進している。 ・効率的な森林実施を行うために、施業の集約化や路網整備、高性能林業機械の導入など基盤整備に重点を置いて取り組むとともに、並行して大型製材工場や木質バイオマス発電施設の整備等を進めている。 ・人材の確保・育成については林業学校の創設等により中核となる人材の育成を進めている。 ・原木の生産性向上のため、森林組合を中心に生産作業の工程調査・分析を行い、ボトルネックを洗い出しその解消に向けた支援を行っている。 ・農林水産省、林野庁に対する政策提言(H29.4.14) 	中山間地域では、過疎化・高齢化の進展により地域経済が縮小するなど厳しい状況におかれている。一方で、こうした地域には豊富な森林資源を有しているが、これを十分に生かし切れていない状況にある。 この豊富な森林資源を活用して、原木の生産から加工、流通・販売体制の強化など、地域の実情に応じた川上から川下までの総合的な取り組みを行うことにより林業の成長産業化を実現し、雇用の創出や所得の向上を図ることが、中山間地域の活性化につながると考える。 将来にわたって中山間地域を元気にしていくためには、明確なビジョンのもと、林業の成長産業化に向けて官民協働で取り組んでいくことが必要であり、国においてはその取り組みに対する支援を充実していただくよう提言する。	
17		○		森林環境保全整備事業の必要な予算の確保と制度の維持	全国的に浸透しつつある施業の集約化を一層推進し、労働生産性を向上させながら原木の増産を着実に推進するため、再造林や搬出間伐、路網整備等への支援に必要な森林環境保全整備事業の予算総額の確保と間伐材積の上限設定の現状維持が必要。	林業振興・環境部	木材増産推進課	林野庁	<ol style="list-style-type: none"> 1. 林野庁森林整備事業担当課長等会議(H27.5) 森林整備事業の低コスト化に向け、搬出間伐の補助対象の材積上限を100から50m³に引き下げ補助の見直し内容の検討状況の説明及び意見交換を実施 2. 森林整備の低コスト化への方針案説明会(H27.12) H28年度から3～5年程度かけて、生産性の向上を図り、段階的に上限を50m³/ha、H28は90m³に引き下げるなどの低コスト化への対応方針案の提示 3. 林野庁森林整備事業担当課長等会議(H28.1) H28年度から90m³への引き下げを指示 4. 林野庁森林環境保全整備事業実施要領等の改正(H28.4) 5. 高知県での造林事業標準単価の改正(H28.7) 6. 平成28年度対話と実行座談会(H28.12) 搬出材積の上限の引き下げが集約化の推進に支障が出る旨の意見があり、制度維持のための政策提言を積み重ねたいと知事が回答 7. 林野庁に対する政策提言(H29.5.12) 	森林資源の多くが利用期に達してきたことから、本格的な木材利用に向けて取り組みが進められているが、水源かん養機能など森林の公益的機能と木材等生産機能を高度に発揮させながら、地域の特性に応じた森林資源の活用や就業機会の創出を図ることが求められている。 これらの取組を推進するためには、地域に応じた効率的な木材生産システムを確立し、主伐・再造林や搬出間伐を推進することで、原木を増産していくことが必要である。 このため、必要な予算総額の確保と搬出間伐に対する補助制度の維持を図るよう提言する。	

番号	分類	新規項目○	知事対応★	項目名	提言の具体的内容	部局等名	課名	提言先省庁等名	これまでの取り組み等の状況	政策提言を必要とする理由・背景・課題等	備考(特記事項ほか)
18			★	CLTを核とした木材の需要拡大と地方創生の推進	<p>CLTを核とした木材の需要拡大に向けて、次の事項を盛り込んだ対策を講ずること。</p> <p>①CLT建築に関する基準の拡大(基準強度のバリエーションの拡大、耐火基準の整備等)</p> <p>②中高層建築に向けた技術研究の加速化と設計業務の円滑化</p> <p>③CLTの普及活動及びモデル建築物の整備への継続的な支援</p> <p>④CLT建築に関する人材育成への支援(知見を有する者の活用等)</p> <p>⑤CLTパネル関連産業の整備への支援</p> <p>⑥2020年東京オリンピック・パラリンピック関連施設へのCLTなど木材(国産材)の率先利用</p>	林業振興・環境部	木材産業振興課	内閣府、内閣官房、農林水産省、林野庁、国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・H25.4.9 政策提言「CLTの推進に向けた支援について」 ・H25.7.12 CLT建築推進協議会設立 ・H25.12.10 国において農林水産業・地域の活力創造プラン制定 ・H25.12.20 CLTの日本農林規格の告示 ・H26.3 日本初のCLT建築物が高知県大豊町に完成 ・H26.4 政策提言「国産材の飛躍的な需要拡大を図るCLTの推進」 ・H26.6.16 日本再興戦略を改定 <ul style="list-style-type: none"> 林業の成長産業化を進めるために、国産材CLT普及のスピードアップ等を図ることを明記 ・H26.11.11 林野庁及び国土交通省による「CLTの普及に向けたロードマップ」を公表 ・H26.12.27 国において「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を決定 <ul style="list-style-type: none"> 林業の成長産業化にCLTの早期普及を位置付け、都市の木造・木質化の推進を明記 ・H27.2.6 高知県森林技術センターとオーストラリアグラスコック工科大学木材工学技術研究所による「CLT技術交流に関する覚書」を締結 ・H27.8.14 「CLTで地方創生を実現する首長連合」を設立 <ul style="list-style-type: none"> 設立時14首長 → H29.3月末時点97首長(28都道府県、69市町村) ・H27.12.22 CLT等木材を活用した新国立競技場の技術提案書を採択 ・H28.3.31・4.1 CLTを用いた建築物の一般的な設計法等に関する建築基準法の告示 ・H28.4～12 政策提言「CLTを核とした木材需要の拡大と地方創生の推進」等 ・H29.1 CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議において「CLTの普及に向けた新たなロードマップ」を策定 ・H29.3 官庁施設の営繕基準「木造計画・設計基準」にCLTパネル工法を追加 ・H29年3月末時点、県内には6施設のCLT建築物が完成。6施設が進行中。 ・農林水産省、林野庁、国土交通省に対する政策提言(H29.4.13.14) 	我が国の森林資源は成熟化してきており、それを生かす今後の木材需要の拡大対策として、新たな建築資材であるCLTに大きな期待が寄せられている。CLTは、これまで木材があまり使用されることがなかった中高層・大規模建築物への利用が可能な構造材であり、建築物を木造化する中で様々な木質資材の利用拡大にも波及することが見込まれている。国においては、平成28年4月までにCLT建築に関する告示が相次いで施行され、平成29年1月には、CLTの需要の一層の拡大を目指して「CLTの普及に向けた新たなロードマップ」が策定された。また、CLTを活用した建築物は、全国百数十箇所整備(計画、設計中を含む)が進むなど、取組は着実に前進している。この機を逃すことなくCLTを核とした木材の需要拡大の取組をさらに加速させ、今後、都市部を中心に建築物の木造化・木質化と、木材供給を通じた林業・木材産業の活性化による地方創生を図る好循環の仕組みを日本全国に拡大していくために、一連の取組を一層強力に進めることを提言する。	
19	1次産業の活性化			漁業の担い手確保対策の強化	<p>漁業就業の課題は、技術の習得に時間を要することや、就業直後の不安定な収入である。特に、養殖業では、養殖魚を販売できるまで、初期投資と運転経費を回収できないなど、不安定な収入が就業の妨げとなっている。このため、就業直後の一定期間における事業者の所得を補填する制度を創設すること。</p>	水産振興部	漁業振興課	水産庁	<p>平成24年から水産庁に対し、漁業の担い手確保対策の強化について政策提言を実施。その結果、平成27年度補正及び平成28年度補正予算において、漁船取得時の初期投資の軽減を目的とした下記の予算が盛り込まれた。</p> <p>【平成27年度補正予算】 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業(◆水産庁)7,000百万円 うち、浜の担い手漁船リース事業</p> <p>【平成28年度補正予算】 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業(◆水産庁)14,300百万円 うち、浜の担い手漁船リース事業</p>	<p>・本県では、国の事業者確保対策を活用するとともに、県独自の事業者確保の取組などにより、近年は新規事業者が増加傾向にあるうえ、これまでに研修修了生の9割以上が各地域の中核的な漁業者として定着するなど一定の成果をあげている。</p> <p>・一方、国の事業者確保対策のうち漁業分野では、農業分野で制度化されている就業後の所得を補填する制度がないことから、より一層の事業者確保を図るためには、就業後の収入安定に係る支援策が不可欠である。</p>	
20				施設等の整備に係る予算確保について	<p>漁船導入緊急支援事業、機器等導入緊急対策事業の所要予算の確保と事業の継続を提言する。</p>	水産振興部	漁業振興課	水産庁	<p>平成27年度補正及び28年度補正予算において水産庁が漁船取得(水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業)及び機器導入(水産業競争力強化機器等導入緊急対策事業)に対する支援制度を創設したことから次のとおり事業を活用(予定も含む)。</p> <p>【H27補正】 漁船導入:220,748千円(6隻) 機器導入:54,496千円(12件)</p> <p>【H28補正】 漁船導入:399,584千円(11隻) 機器導入:116,639千円(21件)</p>	<p>漁船導入緊急支援事業、機器等導入緊急対策事業は、漁業者からの要望が多いことや、全国的に中古船の入手が困難になっており、さらには新船建造についても造船所が混雑して事業の実施に時間を要していることから、所要予算の確保と事業の継続が必要。</p> <p>また、クラスターの形成に必要なメジカ加工関連施設や養殖魚加工施設の整備、浮魚礁(黒潮牧場)の整備などは県の重点施策として位置付けており、漁村地域の漁業や水産関連産業の維持拡大には必要不可欠である。</p>	
21				にほんうなぎの資源管理の推進	<p>①にほんうなぎの持続的利用を確保するために、関係する国々が協調して資源の保全・管理に努めることができるよう、国が主体となって関係国とともに最新の科学的知見を踏まえた資源管理対策を推進すること。</p> <p>②うなぎの国際取引などの実態を調査し適切な措置を講じるとともに、国内でのしらすうなぎの流通の透明化を図り円滑な需給調整を指導すること。</p> <p>③供給が不安定な天然種苗に依存している養鰻業の現状から脱却を図るため、人工種苗の大量生産技術を早期に確立すること。</p>	水産振興部	漁業管理課	水産庁	<p>平成20年から同様の提言を継続して実施。</p> <p>【平成28年度関連予算(水産庁)】 ①ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実証事業(継続)310百万円 これまでの技術開発の成果を活用し、商業ベースでのウナギ種苗の大量生産の実用化を加速させるシステムの実証試験を進める。</p> <p>②鰻供給安定化事業(継続)147百万円 国際的な資源管理や国内におけるウナギの生息状況等について調査、放流に適した種苗の育成方法や効果的な放流手法の開発を行う。</p>	<p>・にほんうなぎは資源の枯渇が危惧されているが、その資源生態については、未だに解明されていない。そのため、効果的に資源管理を進めていくためには、国が主体となって国際的な連携のもと調査研究体制を強化し、資源管理対策を推進するとともに、各県が取組む資源管理措置を国が継続して支援していくことが必要。</p> <p>・適切な措置について国際的な視点から対策を講じるとともに、国内においては、県を跨いで流通するしらすうなぎ流通の透明化を図ることが円滑な需給調整のために重要。</p> <p>・しらすうなぎの採捕量は、依然低い水準が続いていることから養鰻業を振興するためには人工種苗の大量生産技術の早期確立が必要。</p>	